

者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。
と規定されています。

条文に記載されているとおり、事業者が講ずべき措置に関しては、厚生労働大臣が必要な指針を公表することとされています。

具体的な指針については、厚生労働省の「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会」で検討中です。直近で実施された検討会（令和7年12月8日開催）で示された指針の案の中で、「安全衛生管理体制の確立等」「職場環境の改善」「高齢者の健康や体力の状況の把握」

「高齢者の健康や体力の状況に応じた対応」
「安全衛生教育」

「安全衛生教育」について、各事業場における高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に事業者が積極的に取り組むことが必要とされています。

下記QRコードより検討会報告書の概要（令和7年12月8日開催分）をご確認出来ますので、是非ご一読いただき、法施行に向けた準備にご活用ください。



厚生労働省ホームページ
「高齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会報告書の概要」

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係（方面） 〈052〉 961-8653
安全衛生課 〈052〉 961-8654
労災課 〈052〉 961-8655

全業種にわたる 労働災害防止推進運動実施中

最新の名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況をお知らせします。

【災害の現状】

- 今回より令和8年の集計になりました。令和8年1月に北監督署管内で報告された労働災害発生件数は40件でした。
- 表の中では死亡者数をカッコで表記します。下表ではまだカッコ表記はありません。新たな気持ちで死亡災害の撲滅を目指しましょう。

20歳代の労働者に多い事故の型は、「切れ・こすれ」「はさまれ等」「交通事故」です。春から新しい仲間を迎える事業所は、安全の再確認をお願いします。

（本誌R7.7月号P6参照）

名古屋北労働基準監督署の労働災害発生状況（除くコロナ）

（件）

業種	令和8年 1月受付件数	令和8年 発生件数	昨年同期 令和7年1月	昨年同期との比較
製造業	8	8	3	5
建設業	2	2	4	-2
運輸交通業	4	4	7	-3
貨物取扱業	0	0	0	0
商業	9	9	3	6
保健衛生業	1	1	2	-1
接客娯楽業	5	5	1	4
清掃・ビルメン業	2	2	2	0
その他の事業	9	9	6	3
合計	40	40	28	12

※（ ）内は死亡者数を内数で表しています。労働災害発生状況は、後日修正される場合があります。